

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和4年6月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和4年6月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和4年6月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マイコープタウン国分 I

霧島市国分府中町鼻面530番地2 外18筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 2,530平方メートル

イ 変更後 3,388平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の収容台数

(ア) 変更前 第1駐輪場 A棟南側 55台

第2駐輪場 C棟南側 25台

(イ) 変更後 第1駐輪場 A棟南側 14台

第2駐輪場 C棟南側 25台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前 荷さばき施設1 A棟北側 53平方メートル

荷さばき施設2 C棟東側 54平方メートル

(イ) 変更後 荷さばき施設1 A棟東側 70平方メートル

荷さばき施設2 B棟北側 50平方メートル

荷さばき施設3 C棟北側 35平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前 廃棄物等の保管施設1 A棟内北側 18立方メートル

廃棄物等の保管施設2 B棟東側 3立方メートル

廃棄物等の保管施設3 C棟内東側 3立方メートル

(イ) 変更後 廃棄物等の保管施設1 A棟内北側 18立方メートル

廃棄物等の保管施設2 B棟内北側 4立方メートル

廃棄物等の保管施設 3 C棟内東側 3立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- | | | |
|---------|---------------|---------------|
| (ア) 変更前 | 生活協同組合コープかごしま | 午前8時から午後11時まで |
| | 未定 | 午前8時から午後11時まで |
| | 株式会社靴の尚美堂 | 午前9時から午後9時まで |
| (イ) 変更後 | 生活協同組合コープかごしま | 午前8時から午後11時まで |
| | 未定 | 午前8時から午後11時まで |
| | 株式会社靴の尚美堂 | 午前8時から午後11時まで |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- | | |
|---------|---------------------|
| (ア) 変更前 | 午前7時30分から午後11時まで |
| (イ) 変更後 | 午前7時30分から午後11時30分まで |

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- | | | |
|---------|---------|---------------|
| (ア) 変更前 | 荷さばき施設1 | 午前6時から午後8時まで |
| | 荷さばき施設3 | 午前9時から午後6時まで |
| (イ) 変更後 | 荷さばき施設1 | 午前6時から午後10時まで |
| | 荷さばき施設2 | 午前6時から午後10時まで |
| | 荷さばき施設3 | 午前6時から午後10時まで |

3 変更年月日

令和5年2月4日

4 届出年月日

令和4年6月6日